

**国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する
貨物検査等に関する特別措置法施行令第一条第一項及び別表の規定に基づき物
資を定める省令の一部を改正する省令に関する公示**

平成23年7月
外務省総合外交政策局安全保障政策課

- (1) 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（以下、政令）の改正に際し、規制品目（北朝鮮特定貨物）に我が国が安保理決議第1718号に基づき平成18年11月に実施した北朝鮮に対する輸出禁止措置において対象とされた奢侈品（輸出貿易管理令別表第二の二で規定された品目）を追加することとした。
- (2) HS番号（関税定率表）に準拠した奢侈品の品目リストを別途定めることとする。